

令和 8 年 6 月

京都府立東舞鶴高等学校
(浮島分校)

警報発表時の臨時休校について

午後 4 時 30 分から午後 5 時 45 分までの間に、舞鶴市に気象警報等が発表されている場合について、以下のとおり対応する。

なお、休校とした場合は、その後警報が解除されても当日は休校とする。

1 次の気象警報が発表されている場合は、臨時休校とする

- ア 警戒レベル 5（特別警報）、警戒レベル 4（危険警報）又は大津波警報
- イ 暴風警報、暴風雪警報又は津波警報のいずれか

2 生徒の登下校の安全確保が困難であると校長が判断した場合は、臨時休校とすることがある。

原則として通常授業を行うが、警戒レベル 3 の警報（大雨・河川氾濫・土砂災害）により認めた場合又は警戒レベル 3 の警報（高潮）及び、大雪・波浪等により認めた場合。

3 補足事項

- ア 舞鶴市以外の市町村に同様の警報が発表された場合は、当該地域の生徒は自宅待機とし、学校へ連絡のうえ、認められた場合は欠席扱いとしない（出席停止に準ずる）。
- イ 警報が発表されていない場合であっても、交通機関が運休等により安全に登校できない場合は、学校へ連絡のうえ、認められた場合は欠席扱いとしない（出席停止に準ずる）。
- ウ 休校となった場合、原則として授業の回復措置を行う。

- ※ 1 浮島分校を含む地域に避難指示が発表された場合も休校とする。
- 2 電話による問い合わせに対応できない場合も想定し、上記規定及び Teams の指示等を確認すること。